

インターネット・SNSでの誹謗中傷に気をつけましょう

～被害者にも行為者にもならないために～



個人の悪口の書き込みや、拡散など、インターネット上の誹謗中傷が深刻な社会問題となっています。安易に誹謗中傷するとどうなるのか、万が一、誹謗中傷を受けたらどうすればいいのかを知っておきましょう。そして、正しいインターネットの利用を心がけましょう。
詳しくは、本政策戦略課(TEL258419)へ。

自分が誹謗中傷を受けたら

インターネット上で

言い争いを続けるのは危険!

もし、SNS上でトラブルが起きてしまったら、冷静に次のような対処をしましょう。

①ミュートやブロックなどで相手を「見えなくする」

SNSには、やりとりをコントロールする機能があります。相手に知られずに投稿を非表示にする機能(ミュート)や、つながり自体を断つ機能(ブロック)を上手に活用しましょう。

②SNS事業者に投稿削除を依頼する

該当する投稿のURLなどを控えておきましょう(画面や動画の保存も重要)。「通報」「報告」「お問い合わせ」など、削除依頼などができるページやメニューを探し、フォームに従って必要な選択・入力を行い、漏れがないか内容を確認して、送信しましょう。

③信頼する人や公的な相談窓口に相談する

電話・メール・SNSなどで、誰にも知られずに相談することができる公的窓口はい

インターネットの上手に付き合おう

投稿ボタンを押す前にチェック! その投稿、大丈夫?

インターネット、そしてSNSの普及に伴い、特定の人物を傷つける情報発信が社会問題となっています。個人の悪口を書き込んだり、広めたり、メッセージを送りつけたりする等、ほんの軽い気持ちで行った書き込みなどが、大きなトラブルのきっかけになることがあります。発信前には、次のチェックリストを使って、自分の投稿内容が問題ないかどうかをチェックしてみましょう。

- 発信前のチェックリスト
- 他人のミスを大げさに指摘しない
 - 面と向かって言えないことは書き込まない
 - 他人のプライバシーを尊重する
 - 発信・投稿する前に内容をよく確認する

インターネットは、誰もが安心して利用できる、便利で楽しいものです。ネット上でコミュニケーションやSNS

誹謗中傷などの防止と被害者支援を推進します

市は、市内の一人一人が、表現の自由に配慮しつつ、インターネットの恩恵を受けることができる社会の実現を目指して、「渋川市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例」を令和4年4月1日に施行しました。

この条例では、市民の皆さんがインターネットの情報や事象を理解の上、正しく情報を取捨選択し、適正な情報発信に努めることを定めています。

条例の内容
① 市の責務
▽被害者および行為者(故意や過失に関わらず、誹謗中傷などを行った人)を発生させないための施策の策定・実施
▽被害者を支援するための施策の策定・実施

② 市民などの役割
▽インターネットリテラシー

誰もが当事者になり得ます

(インターネットを活用する能力)を向上する
▽被害者が置かれている状況と支援の必要性を理解する
ホームページID 9489

みんなでインターネットリテラシーを高めよう!

SNSは、自己表現や共感の場であり、コミュニケーションの輪を広げてくれる一方で、他人への無責任なうわさ、個人のプライバシー情報などを広げてしまう恐れもあります。

インターネットリテラシーが不足していると、知らないうちに誰かを傷つけてしまったり、いつの間にか自分を危険にさらしてしまったり、周囲の信頼を失ってしまったりするなど、さまざまなトラブルを引き起こす可能性があります。たとえ顔は見えなくても、画面の向こう側に相手がいることを想像し、人と対面接するのと同じようにルールやモラルを意識した、正しいインターネットの利用を心がけましょう。

ストップ! インターネット上の誹謗中傷

心ない書き込みで傷つく人がいます

その行為 あなたの人生も狂わせます

その書き込み本当に大丈夫? 発信前に再チェック!

- 他人のミスや大げさに指摘しない
- 面と向かって言えないことは書き込まない
- 他人のプライバシーを尊重する
- 発信する前に、内容をよく確認する

誹謗中傷を止めてあげよう

匿名だからバレない? 誹謗中傷したらどうなる? 匿名の投稿でも、技術的に発信者の特定が可能です。インターネットやSNS上で根拠のない悪口等を投稿すると、名誉毀損罪や侮辱罪などに問われたり、高額慰

謝料を請求されたりすることがあります。侮辱罪については、インターネット上の誹謗中傷などの悪質な侮辱に厳正に対処するために、令和4年7月7日から法定刑の引上げが行われています。

自ら根拠のない悪口を投稿しなくても、内容を拡散しようとして共有する行為でも同様に責任を問われる可能性があります。相手が有名人やタレントであっても、人格を否定したり、攻撃するような投稿や拡散は、決して許されるものではありません。

インターネット上の誹謗中傷は一人で抱え込まずに相談しましょう

市は、インターネット上の誹謗中傷などで傷ついた人を支援するため、危機管理室内に相談窓口を設置しています。電話や対面での相談のほか、メールでの相談も可能です。相談内容に応じて、関係機関の紹介や一般的な対応の助言を行います。一人で抱え込まずに相談をしてください。

受付時間 午前8時30分～午後5時15分(閉庁日を除く) ※メールは24時間受け付け

相談方法 電話・メール・対面
※対面での相談を希望する場合は、事前に電話で予約をしてください

▷予約・相談電話番号=258526
▷メールアドレス=shiminsupport@city.shibukawa.gunma.jp

▷窓口の場所=市役所危機管理室内
〈弁護士無料相談〉
毎月、弁護士の無料相談を実施しています。誹謗中傷などへの法的な解決は有効な手段です。希望する人は、事前に予約をしてください。

相談日時 毎月第3土曜日の午前9時～正午
相談時間 45分(相談者1組または1人当たり)
問合せ先 本危機管理室(TEL258526)
ホームページID 9505

